

## FACE CASH（顔認証取引サービス）利用規定（抜粋）

以下の条項を一部削除・変更いたします [赤字部分を削除・変更]

改定前	改定後
<p>第3条（本サービスの利用）</p> <p>1.本サービスの対象は、当社口座名義人本人に限ります。利用にあたっては、第4条で定める当社所定の手続き（顔情報の登録）を行ってください。</p> <p>2.お客さまが複数枚のキャッシュカードを所有している場合においても、登録カードとして利用できるものは一枚のみになります。</p> <p>3.本サービスの利用にあたり、顔情報に紐づけて登録する携帯電話番号は一口座一つです。</p> <p>4.以下の場合、当社は本サービスの利用をお断りします。</p> <p>(1)本サービスを提供することが技術上その他の理由により困難なとき</p> <p>(2)代理人カード、法人カード、入金専用カードで顔情報の登録・更新を実施しようとしたとき</p> <p>(3)その他当社が適切でないと判断したとき</p> <p>【中略】</p> <p>(2025年2月6日制定)</p>	<p>第3条（本サービスの利用）</p> <p>1.本サービスの対象は、当社口座名義人本人に限ります。利用にあたっては、第4条で定める当社所定の手続き（顔情報の登録）を行ってください。</p> <p>2.お客さまが複数枚のキャッシュカードを所有している場合においても、登録カードとして利用できるものは一枚のみになります。</p> <p>3.本サービスの利用にあたり、顔情報に紐づけて登録する携帯電話番号は一口座一つです。</p> <p>4.以下の場合、当社は本サービスの利用をお断りします。</p> <p>(1)本サービスを提供することが技術上その他の理由により困難なとき</p> <p>(2)<del>代理人カード</del>、法人カード、入金専用カードで顔情報の登録・更新を実施しようとしたとき</p> <p>(3)その他当社が適切でないと判断したとき</p> <p>【中略】</p> <p>(2025年6月26日改定)</p>